



形成のためになされるもので
す。しかし、「虐待」は子ども
の心身の成長や発達及び人格
形成に好ましくない影響を及
ぼすものであり、愛情とはか
け離れた子どもの人権を無視
した不適切・不当な行為で、
繰り返し、継続して行われる
行為をいいます。

また、児童虐待は、不適切
な養育態度の延長上にあるも
ので、多くの場合、虐待をし
ている親は、自分の行為を「し
つけ」だと主張します。実際
問題として「しつけ」と「虐
待」の違いを明確にすること
は難しい問題ですが、重要な
ポイントは、親が「しつけ」
だと思っても、その行為
が子どもの心身を傷つけるも
のである「虐待」であるこ
うことです。

つまり、「しつけ」と「虐
待」の違いは、親の意図では
なく、子どもにとつて有害か
どうかで判断されるものなの
です。

相談・通告



児童虐待に気づいたり、虐
待が疑われる場合は、役場ま
たは児童相談所に相談・通告

通告義務と守秘義務

行政機関や医療機関、学校
などで働く職員には、法律上
「守秘義務」が課せられてい
ます。しかし、児童虐待通告は、

してください。児童虐待は早
期に発見することができれば、
その分、解決も容易になるこ
とが多いと言われています。

このため、虐待を発見しやす
い立場にいる人は積極的な通
報が求められています。

相談・通告者を守る義務

相談・通告を受けた市町村
や児童相談所の職員などは、
職務上知り得た事項で、通告
した人を特定する情報を漏ら
してはならないことが、児童
虐待の防止等に関する法律に
定められています。このため、
相談を取り扱う機関は、相談・
通告した人が面倒に巻き込ま
れたり、保護者との信頼関係
を損なうといったことのない
よう配慮しなければなりません。

※子どもへの虐待対応マニユ
アルは町ホームページまたは、
健康福祉課、住民総合相談室
(早来庁舎)で閲覧できますの
でお問合せください。

健康福祉課福祉グループ

☎ 4556

相談・通告先

◎役場

平日(月曜日～金曜日) 8時30分～18時

健康福祉課 ☎ 4556

夜間・休日

早来庁舎 ☎ 2511

◎室蘭児童相談所 0143-44-4152

※生命に危険がある場合は110番通報してください。

